

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第226号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年10月24日 12時27分ごろ	
発生場所	山口県岩国市東方沖 大島航路第5灯浮標 （概位 北緯34°00.6′ 東経132°13.8′）	
事故等調査の経過	平成22年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第三吉招丸 ^{きっしょう} 、489トン	
船舶番号、船舶所有者等	135574、有限会社吉栄産業	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船体 左舷外板に擦過傷 灯浮標 浮体及び灯火防護柵に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、岩国市東方沖を約11ノット（対地速力）で南進中、平成22年10月24日12時27分ごろ、大島航路第5号灯浮標（以下「5号灯浮標」という。）に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし、視程 約0.7海里 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、岩国市東方沖を南進中、視界が悪化してきたため、船長が、レーダーの調整と左舷前方の同航船の見張りに意識を集中していたことから、本船クレーンによる死角に入っていた5号灯浮標に気付かず、5号灯浮標と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、岩国市東方沖を南進中、船長が、レーダーの調整と左舷前方の同航船の見張りに意識を集中していたため、本船クレーンによる死角に入っていた5号灯浮標に気付かず、5号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	